

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件二件	三三〇
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三三〇
○家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件十一件	三三〇
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	三三〇
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	三三〇
○道路の区域を変更する件十件	三三四
○道路の供用を開始する件二件	三三七
公 告	
○落札者を決定した件	三三六
○随意契約の相手方を決定した件	三三六
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	三三六
○争議行為を行う旨通知があった件	三三九
○肥料を登録した件	三三九
○一般競争入札を行う件	三四〇
福 島 県 企 業 局	
○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	三四四
福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	三四四

## 告 示

**福島県告示第百六十七号**  
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、

次の病院を平成二十八年五月二十一日救急病院として認定した。  
 平成二十九年三月十日

名称 福島県知事 内堀 雅雄  
 ひらた中央病院 認定有効期限  
 所在地 石川郡平田村大字上蓬田 平成三十一年五月二〇日  
 字清水内四番地  
 （地域医療課）

### 福島県告示第百六十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十九年二月一日救急病院として認定した。  
 平成二十九年三月十日

名称 福島県知事 内堀 雅雄  
 公立岩瀬病院 認定有効期限  
 所在地 須賀川市北町二〇 平成三十二年一月三十一日  
 （地域医療課）

### 福島県告示第百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年三月十日から同年四月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十九年三月十日

- 福島県知事 内堀 雅雄
- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 株式会社カワチ薬品泉店 福島県いわき市泉町滝尻字泉町十一ほか
- 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
 （商業まちづくり課）  
 意見なし。

### 福島県告示第百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
 平成二十九年三月十日

- 福島県知事 内堀 雅雄
- 実施の目的
  - 牛のブルセラ病及び結核病の発生の予防
  - 実施する区域

- 1 福島市（飯野町の区域を除く。）、二本松市（初森、杉沢、田沢、百目木、茂原の区域に限る。）、郡山市（逢瀬町、大平町の区域に限る。）、田村市（都路町、常葉町鹿山、常葉町西向、常葉町久保、常葉町新田作、常葉町常葉、常葉町関本の区域に限る。）、石川町（中田、形見、双里、谷沢、山形、北山形、南山形、谷地、坂路、板橋の区域に限る。）、平田村（蓬田新田、下蓬田、上蓬田、九生滝、西山の区域に限る。）、西郷村（鶴生、小田倉の区域を除く。）、鮫川村（西山、青生野の区域を除く。）、喜多方市（上三宮町、熊倉町、山都町の区域に限る。）、三島町、南相馬市（原町区のうち深野、馬場の区域に限る。）、双葉郡、いわき市（平、自由ヶ丘、郷ヶ丘、明治団地、中央台、石森、平成、常磐、若葉台、桜ヶ丘、草木台、内郷、小島町、好間町、好間工業団地、三和町中三坂、三和町合戸、三和町渡戸、三和町中寺、三和町下市萱、三和町上市萱の区域に限る。）、の各区域
- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛
- 四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

- 五 検査の方法
- 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

**福島県告示第七十一号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
  - 二 実施する区域
- 1 福島市（飯野町の区域を除く。）、二本松市（初森、杉沢、田沢、百目木、茂原の区域に限る。）、郡山市（逢瀬町、大平町の区域に限る。）、田村市（都路町、常葉町鹿山、常葉町西向、常葉町久保、常葉町新田作、常葉町常葉、常葉町関本の区域に限る。）、石川町（中田、形見、双里、谷沢、山形、北山形、南山形、谷地、坂路、板橋の区域に限る。）、平田村（蓬田新田、下蓬田、上蓬田、九生滝、西山

- の区域に限る。）、西郷村（鶴生、小田倉の区域を除く。）、鮫川村（西山、青生野の区域を除く。）、喜多方市（上三宮町、熊倉町、慶徳町、関柴町、豊川町、山都町、高郷町の区域に限る。）、三島町、南相馬市（原町区のうち深野、馬場の区域に限る。）、双葉郡、いわき市（平、自由ヶ丘、郷ヶ丘、明治団地、中央台、石森、平成、常磐、若葉台、桜ヶ丘、草木台、内郷、小島町、好間町、好間工業団地、三和町中三坂、三和町合戸、三和町渡戸、三和町中寺、三和町下市萱、三和町上市萱の区域に限る。）、の各区域
- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- 5 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛
- 四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

- 五 検査の方法
- 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

**福島県告示第七十二号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
  - 二 実施する区域
  - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 1 家畜市場に出場する軽種馬
  - 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
  - 3 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
  - 4 放牧している馬又は放牧しようとする馬

- 5 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 6 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の規定による競馬に出場する馬
- 7 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬
- 四 実施の期日  
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

**福島県告示第百七十三号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
鶏の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
種鶏及び種鶏候補鶏
- 四 実施の期日  
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
急速凝集反応法

（畜産課）

**福島県告示第百七十四号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
蜜蜂の腐蛆病の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
蜜蜂
- 四 実施の期日  
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
肉眼的検査及び細菌学的検査

（畜産課）

**福島県告示第百七十五号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
越夏していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの
- 四 実施の期日  
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

（畜産課）

**福島県告示第百七十六号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの発生の予察
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を百羽以上（だちようにあつては、十羽以上）飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

血清学的検査（鶏を検査する場合にあつてはエライザ法（当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応）、鶏以外の家きんを検査する場合にあつては寒天ゲル内沈降反応）

（畜産課）

福島県告示第百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

豚のオースキー病の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭に満たない場合は、全頭）

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

ラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

（畜産課）

福島県告示第百七十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的  
牛海綿状脳症の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

豚コレラの発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（エライザ法及び中和試験）

（畜産課）

福島県告示第百八十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十九年三月十日

一 実施の目的  
豚繁殖・呼吸障害症候群の発生の予察

二 実施する区域  
県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚

四 実施の期日  
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法  
血清学的検査（エライザ法）

（畜産課）

福島県告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所  
西白河郡西郷村大字鶴生字由井ヶ原二七三の五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

福島県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所  
西白河郡西郷村大字鶴生字由井ヶ原二七三の五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

福島県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	二本松市沼ヶ作六四〇 番地先から 同 市沼ヶ作五九〇 番地先まで	変更前 変更後	八・四〇 一八・二二	四三六・五 四四五・〇

（道路計画課）

福島県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道猪苗 代塩川線	耶麻郡磐梯町大字赤枝 字石田一一二二番一地	変更前 変更後	一〇・五〇 三二・四	五五五・一

先から 同 郡同 町大字赤枝 字宮在家一八六番一 地先まで	変更後	一〇・五〃 三二・四	五五五・一
--	-----	---------------	-------

(道路計画課)

**福島県告示第百八十五号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方河東線	耶麻郡磐梯町大字赤枝字上窪二七五番二地先から 同 郡同 町大字赤枝字落合道一一四三番一 地先まで	変更前 A 八・〇〃 B 二一・五〃 変更後 A 八・〇〃 B 一一・二〃 三二・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
			一〇・八〃 一七・五	二二六・〇 一九九・五

(道路計画課)

**福島県告示第百八十六号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-------------	-------	-----

県道小浜 字町線	南相馬市原町区北原字 本屋敷一〇七番一 地先から 同 市原町区青葉町 二丁目三番地先まで	変更前 A 五・四〃 B 一〇・五〃 変更後 B 一四・〇〃 八四・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
			一四・〇〃 七〇・〇	一、三八四・二 一、四四七・八 一、四四七・八

(道路計画課)

**福島県告示第百八十七号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 海老相馬 線	南相馬市鹿島区鳥崎字 添越一八一番地先から 同 市鹿島区南海老 字中屋敷一三番地先ま で	変更前 A 一三・〇〃 B 一五三・五 変更後 A 一三・〇〃 B 一五三・五	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
			一三・〇〃 一五三・五	二、四二七・三 二、四二七・三

(道路計画課)

**福島県告示第百八十八号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-------------	-------	-----

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道いわ き浪江線	双葉郡楡葉町大字大谷 字仲平五四番地先から 同 郡同 町大字大谷 字磐前二番一地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 二五・〇〇 一一・〇〇 四〇・〇〇	六二二・五 六二二・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道北泉 小高線	南相馬市原町区下渋佐 字仲西三三七番六地先 から 同 市原町区菅浜字 前田一七〇番一地先ま で	変更前 変更後	一一・〇〇 一四二・八 一一・〇〇 一四二・八	二二二〇〇・〇 二二二〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道北泉 小高線	南相馬市原町区菅浜字 前田一七〇番一地先か ら 同 市原町区零字山 畑一五四番一地先まで	変更前 変更後	A 八・六〇 一六・六〇 B 一〇・四〇 六二・〇〇	一、六八〇・五 一、六八〇・五 一、六二六・〇

(道路計画課)

福島県告示第百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道常磐 勿来線	いわき市常磐関船町志 座四四番地先から 同 市常磐下湯長谷 町シザ四七番三地先ま で	変更前 変更後	一一・八〇 二七・〇〇 一一・八〇 一七・八〇	一八〇・〇 一八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き浪江線	いわき市四倉町大森字 上一六一番二地先から 同 市四倉町名木字 五反田二番四地先まで	変更前 変更後	九・二〇 二二・七 一〇・七〇 二九・七	六九七・八 六九七・八 六九七・八

(道路計画課)

福島県告示第百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道猪苗代塩川線	耶麻郡磐梯町大字赤枝字石田一一 二一番一地从先から 同 郡同 町大字赤枝字宮在家一 八六番一地从先まで	平成二十九年三月一〇日

(道路計画課)

福島県告示第百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道常磐勿来線	いわき市常磐関船町志座四四番地	平成二十九年三月一〇日

先から  
同 市常磐下湯長谷町シザ四七  
番二地先まで

(道路計画課)

公 告

**公告第56号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報システム強靱性向上業務（仮想端末基盤構築業務）の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年3月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報システム強靱性向上業務（仮想端末基盤構築業務） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年2月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額  
396,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年1月4日

（情報政策課）

**公告第57号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報システム強靱性向上業務（インターネット環境構築業務）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年3月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報システム強靱性向上業務（インターネット環境構築業務） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年2月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
53,352,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（情報政策課）

公告第五十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあった年月日  
平成二十九年二月二十日

二 名称

特定非営利活動法人會津つこクラブ

三 代表者の氏名

大関 貴之

四 主たる事務所の所在地

福島県河沼郡柳津町大字細八字下平七十六番地十七

五 定款に記載された目的

この法人は、会津地域や福島県内の児童生徒、保護者及び関係団体に対して、子どもの健全育成を図ろうとする精神のもと、学術、文化、芸術又はスポーツの体験教室、観光大使の認定等、社会教育の推進を図る事業を行い、学校、家庭及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五十九号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長藤和久から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交代制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、平成二十九年三月一日付けで通知があった。

平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 日時 平成二十九年三月十六日から問題解決までの期間

二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいぎようクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健

施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にここヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事務所、通所リハビリテーションTRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック  
三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。  
(雇用労政課)

公告第六十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	852	肥料の種類	混合有機質肥料	肥料の名称	混合有機質肥料KN	保証成分量(%)			その他規格は、公定規格のとおり。	氏名又は名称	住所	登録の有効期限
						窒素全量	りん酸全量	加里全量				
						2.0	3.8	1.0				
						含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。			株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成35年2月26日	

(農業総合センター)

**公告第61号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年3月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量  
ア 凍結防止剤散布車Ⅰ（5 t級） 1台  
イ 凍結防止剤散布車Ⅱ（3 t級） 2台  
ウ 除雪トラック（7 t級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年11月30日（木）
- (4) 納入場所

- ア 福島県南建設事務所（福島県白河市昭和町269番地）
- イ 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）  
福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
- ウ 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年4月7日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7413

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において平成29年3月10日（金）から同年4月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年3月20日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年3月24日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課入札室
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 1の(1)のアに掲げる物品等 平成29年4月26日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課入札室  
イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成29年4月26日（水）午後2時 福島県出納局入札用度課入札室  
ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 平成29年4月26日（水）午後2時30分 福島県出納局入札用度課入札室  
（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年4月25日（火）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札  
を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
    - ① Chemical Spreading Vehicle I (5t class) 1unit
    - ② Chemical Spreading Vehicle II (3t class) 2unit
    - ③ Snow Removing Truck (7t class) 1unit
  - (2) Time-limit of tender(by hand) :
    - ① 1:30 p.m., 26 April 2017
    - ② 2:00 p.m., 26 April 2017
    - ③ 2:30 p.m., 26 April 2017
  - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 25 April 2017
  - (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima  
960-8670 Japan TEL024-521-7413
- (入札用度課)

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 3月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第1号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第222条の11第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

別表第2 収益勘定の表中

一般会計補助金		収益的支出を補助することを目的とする一般会計からの繰入金で返済を要しないもの
---------	--	--

を

一般会計負担金		収益的支出を負担することを目的とする一般会計からの繰入金で返済を要しないもの
一般会計補助金		収益的支出を補助することを目的とする一般会計からの繰入金で返済を要しないもの
補助金		営業費補助の目的で交付された補助金

に改める。

別表第4の2の表中

株式会社東邦銀行 新潟支店

新潟県新  
潟市

を

株  
株

株式会社東邦銀行 新潟支店

新潟県新  
潟市  
山形県米  
沢市

株式会社東邦銀行 米沢支店

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(経営・販売課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十九年三月二日現在において、次のとおりである。

平成二十九年三月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

福 島 市	選 挙 区	七九、八〇四	選 挙 区	一八、九五六
		田 村 市 田 村 郡		

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、六五三

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三〇四、〇八一

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市	
一五、八四〇	一一、二五二	二一、七九一	二六、六九四	三〇、八七八	九二、七二四	九一、〇九五	三三、五三九	
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡	南相馬市相馬郡飯館村
一八、六〇一	一一、六五三	九、二七一	七、七一一	六、四八六	七、九五六	一〇、八八九	二八、一九八	一九、八八三